

名古屋高裁判決文の抜粋

「憲法25条1項にいう『健康で文化的な最低限度の生活』は、…人が3度の食事ができているだけでは、当面は飢餓や命の危険がなく、生命が維持できているというにすぎず、到底健康で文化的な最低限度の生活であるといえないし、健康であるためには、基本的な栄養バランスのとれるような食事を行うことが可能であることが必要であり、文化的といえるためには、孤立せずに親族間や地域において対人関係を持ったり、…自分なりに何らかの楽しみとなることを行うことなどが可能であることが必要であったといえる」

いのちのとりで裁判／新・生存権裁判の判決一覧

2020年6月25日 名古屋地裁	×
2021年2月22日 大阪地裁	○
2021年3月29日 札幌地裁	×
2021年5月12日 福岡地裁	×
2021年9月14日 京都地裁	×
2021年11月25日 金沢地裁	×
2021年12月16日 神戸地裁	×
2022年3月7日 秋田地裁	×
2022年5月13日 佐賀地裁	×
2022年5月25日 熊本地裁	○
2022年6月24日 東京地裁①	○
2022年7月27日 仙台地裁	×
2022年10月19日 横浜地裁	○
2023年2月10日 宮崎地裁	○
2023年3月24日 青森地裁	○
2023年3月24日 和歌山地裁	○
2023年3月29日 さいたま地裁	○
2023年4月11日 奈良地裁	○
2023年4月13日 大津地裁	×
2023年4月14日 大阪高裁（大阪訴訟）	×
2023年5月26日 千葉地裁	○
2023年5月30日 静岡地裁	○
2023年10月2日 広島地裁	○
2023年11月30日 名古屋高裁（愛知訴訟）	◎
2023年12月14日 那覇地裁	×
2024年1月15日 鹿児島地裁	○
2024年1月24日 富山地裁	○
2024年2月22日 津地裁	○
2024年3月14日 仙台高裁（秋田訴訟）	×
2024年4月26日 大阪高裁（兵庫訴訟）	×
2024年5月30日 東京地裁②	○
2024年6月13日 東京地裁③	○
2024年10月28日 岡山地裁	○

○…処分取り消し請求認容（原告勝訴） ×…請求棄却（原告敗訴） ◎…国賠も認容
いのちのとりで裁判全国アクションホームページから作成

名古屋高裁 国に賠償責任

▶判決が出され、「完全勝訴」を掲げる弁護士11人2023年11月30日、名古屋高裁前



第2次安倍政権が2013年から段階的に史上最大の引き下げを強行してきた生活保護基準。同引き下げは憲法25条（生存権）を侵害するとして、全国で約1000人の原告が10年にわたり裁判をたたかっています。地裁・高裁で19の原告勝利の判決を積み重ねるもと、一刻も早い基準引き上げの政治判断が求められています。（日隈広志）

生活保護基準引き下げ違憲訴訟

特集 すいよう

安倍政権は13年に生活保護基準の「平均6・5％、最大10％引き下げ」を決め、3回にわたって計約670億円を削減。最低賃金、就労援助、国民健康保険料の減免基準、公営住宅の減免基準など連動する生活保護基準の引き下げは、社会保障改悪の突破口として国民全体の生存を脅かしています。

これに対し、27都道府県で生活保護利用者が原告となり、切実な実態を訴えて国・自治体を相手に「いのちのとりで裁判／新生存権裁判」をたたかっています。現在までに18地裁、1高裁で原告が勝利。とくに名古屋高裁判決（23年11月30日）では引き下げ処分を取り消しに加え、初めて国の賠償責任を認め、原告への1人1万円の慰謝料支払いを命じました。「客観的に合理的な根拠のない手法等として国民全体の生存を脅かす」として、厚労省の賠償の生活保護基準設定に少な

人間らしく生きたい 政治判断早く

日本国憲法第25条
1、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

（70）は「私たちの訴えをまともに受け止めた人間味ある判決だ」と振り返ります。糖い。好きだった旅行もできない。生活に不可欠な点字入力のパソコンが壊れても修理もできませんでした。引き下げを取り消さうとしない自民党政治に「原告が死に絶えるのを待つているのか」と怒りを募らせ、基準の回復を求めています。

…原告勝利の判決を出した裁判所のある都府県